

平成30年6月29日

福祉局
生活福祉部施設担当課長 様
障がい者施策部障がい福祉課長 様
障がい者施策部障がい支援課長 様
高齢者施策部高齢施設課長 様
高齢者施策部介護保険課長 様
弘済院管理課長 様

健康局健康推進部
生活衛生課長
(食品衛生グループ)

「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について

標題について、別添のとおり平成30年6月13日付け生食発0613第10号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から通知がありましたので、お知らせします。

本法改正では、すべての食品等事業者がHACCPに沿って衛生管理を行うよう制度化され、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設など、食品を取り扱う事業者にとって非常に大きなものとなっております。

改正法の施行日等を含め、詳細については今後政省令等が整備される中で示されると聞いておりますが、情報が入りしだい連絡させていただきますので、最新の情報に注視いただくとともに、改正法が施行される際に混乱が生じないよう関係事業所等に周知していただきますようお願いいたします。